# 地域・アジア研究

# 中国における外資企業と政治に関する法メカニズムの一考察

―中国個人所得税法に関するある裁判を素材にして

The Study of the Law Mechanism about the Foreign Company and the Politics in China, whose Theme is on the Precedent with the Chinese Income Tax Law.

# 高橋 孝治\*

- I. はじめに
- Ⅱ. 案例の概要
- Ⅲ. 本件の評価
- Ⅳ. 結びにかえて

中国においては、公正な裁判がなされていないとの指摘は既になされている。本稿は、中国ビジネスに関する事例を素材に、それを再検証することを目的とする。具体的には中国で、台湾人が株主権の譲渡時に生じた利益が個人所得税の課税対象になるのか否かが争われた事例を見る。これには、一見すると、従来の先行研究が指摘してきた現代中国法の特質から大きく外れ、「ある程度まとも」な結論がでているように見える。しかし、それすら含めて、中国共産党にとって意義のある判決であった可能性を指摘し、中国ビジネスを行う際には、表面上だけでも「中国共産党のためになる」行動や事業をすることが成功のポイントであると結論づける。

キーワード:中国法、判例研究、外国の所得税法、法と政治、ビジネス法

<sup>\*</sup>中国政法大学 刑事司法学院 博士課程

※本稿で[]は直前の言葉の中国語原文を表し、原則として初出の際にのみ付した。

# I. はじめに

#### 1. 問題の所在

中華人民共和国(以下「中国」という、特 に1949年10月1日に成立宣言がなされた中 華人民共和国を強調する場合は「新中国」と いう)への日本からの投資額は2013年末で 70億5817万アメリカドルとなっている(国 家統計局貿易外経統計司 2014:p.594). この額は中国に対する外資の直接投資として は香港、シンガポールに次いで大きな額であ る. これら日本企業のためにも中国でのビジ ネスに関連する法規は研究はなされなければ ならない. 本稿は、このような問題意識の元、 中国で実際に「外資企業が経験」した問題の うち、特に租税に関する指導性案例を素材と して、これを行うものである. これにより、 中国での租税法運用の実態を情報として提供 し、さらにその運用メカニズムを探求するも のである。1993年の南巡講話以降「中国法 は憲法を除いて、経済関連諸立法、現代社会 に即応した立法、また法観念のレベルで、急 速にソビエト法からの離脱を遂げつつあ」る と言われている(髙見澤=鈴木 2010: p.110). ここに言うソビエト法とは、新中 国が建国当初モデルにしていたソビエト連邦 の法律で」、社会主義法と呼ばれることもあ る. 一般的に社会主義法は、日本などの法律 とは、その目的や理論が全く異なるものであ る<sup>2</sup> 和税法も経済関連諸法規であり、この 論に従うならば「ソビエト法からの離脱」が 見られるはずである。当該案例の「運用」のメカニズムを見ながら、「ソビエト法からの離脱」の程度を見ることも本稿の目的である。しかし、結論を先に述べれば政治のために法を道具として扱う(政治のために恣意的な法運用を行う)という社会主義法の特徴が見られ(鈴木 1989: p.48)、少なくとも当該事例を見る限り、ソビエト法からの離脱はなされていないということを示す。

次に、なぜ「外資企業の経験」を元にする のかと言えば、中国では外国人であるという だけで訴訟の結論が変わる場合があるからで ある(Ⅲ.3.で説明する)。また、中国におい ては裁判結果は「判例」ではなく「案例」と 呼ばれ、「日本の判例とは異なり、先例とし ての拘束力もなければ、事実上の法源性も否 定されていると解されている」(徐 2011: p.1006; 宇田川 2009: p.24). しかし「指 導性案例」と呼ばれる案例は類似案件を判断 する場合に参考にしなければならない (最高 人民法院の案例指導工作に関する規定[最高 人民法院関于案例指導工作的規定](2010年 11月26日発布・施行) 第7条), すなわち, 指導性案例は高い確率で類似案件で同様の判 断がなされ、研究対象とする価値があると言 える.

本稿が取り上げる案例の具体的説明を先に すれば、株主権の譲渡時に生じた利益が個人 所得税(日本における所得税に相当する)の課 税対象になるのか否かが争われた事例である.

## 2. 議論の前提

日本と中国では社会システムや法律の目的 などが大きく異なる。そこで本稿の議論の前 提となる知識をここでまず簡単に説明したい. 中国における個人所得税とは、「個人(自 然人) が取得した各種税の対象となっている 所得を対象に徴税する税である。 徴税の対象 となる個人所得とは、個人が一定期間内に各 種の方式で取得した一切の収益で、この収益 は偶発的なものはもちろん、臨時的なもの、 貨幣や有価証券さらには現物支給の形式をも 含む」とされている(兪 2005: p.61). 残 念ながら「税の対象となっている所得を対象 に徴税する税」というトートロジー的な説明 がなされており、 論理的な説明にはなってい ない3. 具体的な「税の対象となっている所 得」としては、個人所得税法(1993年10月 31日公布·施行, 2011年6月30日最終改正, 同年9月1日改正法施行)4では11種類の所 得を規定している (第2条), すなわち. ① 賃金・給与所得,②個人工商業者の生産・経 営所得、③企業・事業単位に対する請負経営 ・リース経営所得, ④役務報酬所得, ⑤原稿 料所得,⑥ライセンスに係る権利の使用料所 得. ⑦利息. 配当および特別配当所得. ⑧財 産賃貸所得, ⑨財産譲渡所得, ⑩偶発所得, ⑪国務院の財政部門により徴税する旨の確定 を経たその他の所得の11種である(個人所 得税法第2条第1号~第11号). なお、個人 所得税法第2条が全11項の形式で所得を規 定していることから前述のように「11種類 の所得」と言われるが、実際には「国務院の 財政部門により徴税する旨の確定を経たその 他の所得」という「所得」により徴税対象と なる所得は他にもありうる. 「その他の所得」 の規定は、「今後出現するかもしれない徴税 が必要な新しい項目に対応するためである」 と説明されている(《個人所得税法釈義》編

写組(2005): p.22~23; 5). なお, ここでいう財産譲渡所得とは,「有価証券, 株主権, 建築物,土地使用権,機械設備,車や船舶およびその他の財産を取得した際の所得」と定義されており(個人所得税法実施条例(2011年7月19日公布・施行)第8条第9号),譲渡した財産の収入額から財産の取得原価と合理的な費用を控除した残額を課税対象とするものである(監査法人トーマツ2009: p.453).

次に, 税務行政に対する不服の処理方法に ついて概説する. 中国で税務行政に関する不 服を処理する際の根拠となる法令には、行政 訴訟法(1989年4月4日公布、同年10月1 日施行, 2014年11月1日最終改正, 2015 年5月1日改正法施行), 行政不服審査法「行 政復議法](1999年4月29日公布, 同年10 月1日施行、2009年8月27日最終改正・改 正法施行), 税務行政不服審查規則「税務行 政復議規則](2010年2月10日公布,同年 4月1日施行), 税収征収管理法 (1992年9 月4日公布, 1993年1月1日施行, 2013年 6月29日最終改正・改正法施行)などがあ る (張=趙 2008: p.470~471). 税収征 収管理法の規定により中国では、税務行政に 関する不服は、原則としてまず行政不服審査 「行政復議」を行い6、行政不服審査を経ても 不服がある場合に人民法院(日本の「裁判所」 に相当する) に起訴できる (第88条)7. た だし、2001年の税収征収管理法改正後は、 処罰、保全措置または強制執行に不服の原因 の場合は、行政不服審査を経ずに人民法院へ 起訴することもできる(陳 2011:p.354; 張=趙 2008: p.471). なお、中国の人民 法院は、二審制を採用している(人民法院組 織法(1979年7月5日公布, 1980年1月1 日施行, 2006年10月31日最終改正, 2007 年1月1日改正法施行)第11条)。第一審の 結果に不満を持ち、第二審に進むことは「上 訴」という。中国の人民法院は最高人民法院 を頂点として、高級人民法院、中級人民法院、 基層人民法院の順からなる四級制がとられて いる(その他軍事、海事、鉄道などの特殊な 事件を担当する専門人民法院がある). さて. 中国における行政訴訟における管轄であるが. 通常は基層人民法院が第一審を管轄する. し かし当該管轄区内で重大,複雑な税務行政訴 訟または国務院税務主管部門の具体的行政行 為に対する行政訴訟の場合は中級人民法院が 第一審を、全国の範囲で重大、複雑な税務行 政訴訟の場合は最高人民法院が第一審を管轄 する (劉剣文 2007: p.445~446; 張=趙 2008: p.481). また地域管轄については 具体的な行政行為を最初に行った行政機関の 所在地を管轄する人民法院が担当するとして いる (行政訴訟法第18条).

## Ⅱ. 案例の概要

ここで説明する案例は最高人民法院中国応用法学研究所(編)『人民法院案例選(2003年第1集(総第43集))』(人民法院出版社,2003)393~399頁に収録されている指導性案例である(最高人民法院の案例指導工作に関する規定は2010年11月26日に施行されたが、それ以前の案例も指導性案例として認められる可能性が指摘されている(徐2011:p.1005)).

当該案例では、人民元とアメリカドル(以 下単に「ドル」という)を混ぜて使用してい る. 例えば、30万ドルの支払いに、実際は20 万ドルおよび83万人民元 (≒10万ドル) を 支払うなどである. 本稿では表記を簡単にす るために、一律「ドル」で計算して表記する.

#### 1. 事例

1996年5月にアメリカ企業A社は福建省 厦門市でB社の設立を申請した.後に台湾籍 を保有する甲が30万ドルを出資して投資に 参加し、B社の副董事長(日本の「副社長」に相当する)に就任した。そして、甲の息子である乙が代わって通常の会社管理、経営などを行っていた。1999年5月5日、甲とA社は「契約書」を締結し、A社から甲に対し、甲が投資したB社の資金30万ドルを返却し、甲はさらに30万ドルの補償を受けることを約定した。すなわち甲がA社からの投資の返還および補償金合わせて60万ドルを受け取ることに合意したのである。

契約締結後、A社はまず2千ドルを甲に支払い、さらに1999年5月24日にまた9万8千ドルを支払った(ここまでで計10万ドル支払った)。その後支払いが行われなかったため1999年6月10日にアモイ市外商投資センター[厦門市外商投資中心]やアモイ市台湾同胞クレームセンター[厦門市台胞投訴中心]などの立ち合いの下、1999年6月16日にA社はまだ支払っていない50万ドルを確認し、50万ドルを甲に支払った。こうして双方は契約を履行したのであった。

ところが、厦門市地方税務局対外税務分局 (以下「厦門市外税支局」と略す)は2002年 に6月28日に甲に対する課税を決定した(こ の課税決定は「地税稽字第200000784号」と 呼ばれる. 以下「本件課税決定」という). 本件課税決定は以下のようなものだった。 1999年5月5日に甲とA社は「契約書」を 締結し、A社は甲のB社への出資金と補償金 を支払うことを確認し、1999年6月16日<sup>8</sup> までに、A社は甲に計60万ドルを支払って いた、甲のB社への出資金の返還30万ドル を除き、甲は30万ドルの株の譲渡益を受け ており、これは課税対象としなければならな い. 個人所得税法第1条. 第2条第9項およ び税収征収管理法第20条(1999年に支払い が完了しているため、ここでは改正前法を指 しているものと思われる)の規定により、財 産の運用による所得であり個人所得税49.8万 元を追納しなければならない。また、納税未申 告により納税すべき日から日割りで0.2%の 滞納金および印紙税を納めなければならない.

本件課税決定に対し、甲は厦門市地方税務局に税務行政不服審査を提出した.しかし、2001年11月14日に厦門市地方税務局は本件税務決定を維持するとの決定をした(厦地税復決(2001)1号).そのため甲は厦門市開元区人民法院(基層人民法院)に行政訴訟を提起した.

#### 2. 第一審の双方の主張

当該訴訟の第一審の原告・甲の主張は以下の通りであった.原告甲はB社の株主ではなく、その会社からの脱退は株式譲渡には当たらず、A社から得た30万ドルを株主権の譲渡益とするとの認識は、事実と一致せず法的根拠もないものである.原告甲がB社就業期間中にB社に対し立て替え払いしていた金銭があり、当該金額はその返還であるが、その

事実の確認がされていない. 当該課税決定は 法律の適用から見て不当であり,原告の合法 的権益に損害を与えるものであり,本件課税 決定の取消しを要求する.

これに対する被告・厦門市地方税務局の主 張は以下の通りであった。原告甲はB社に出 資し同時に経営管理を行う立場の職に就いた. 甲は当該B社の事実上の共同経営者の一人で あり、B社は原告甲とA社による合弁経営で あるとすべきである。1999年5月5日原告 甲とA社は「契約書」を締結し、実際に株主 権を譲渡した. 原告甲の得た金銭は株の財産 譲渡所得とするべきであり、原告甲の主張す る父子の労働報酬は、立替金の返還、出張費 の返還などとするべきではない. 原告甲は証 拠を提供しておらず、被告厦門市地方税務局 による課税決定の事実は明確であり、確実な 証拠もあり、法適用も適切かつ手続きも合法 であり、本件課税決定維持の判決を要求する ものである.

# 3. 第一審判決

厦門市開元区人民法院は審理を通じて以下のことを明らかにした. 厦門市外税支局は厦門市中級人民法院 (2000) 厦民終字第126号。を参考にして、甲をB社の株主の一人であると認定した. 1999年5月5日の甲とA社の締結した「契約書」は甲に対し確かに30万ドルを補償するとの性質のものではない. しかし甲がB社の投資からの撤退に関する補償については確認することができ、さらに甲が投資から撤退した後にA社は単独でB社の経営を行い、経営に関するリスクも一人で負担をしていることも確認できる. 甲がB社か

ら脱退したことに関し締結した書類から、実際には株主権の譲渡の協議、甲が得る補償、 すなわち財産譲渡に関する補償について見る ことができ、厦門市外税支局の事実認定は正 しいと言える。

甲は取得した金銭にはそのB社に対する立 て替え関連費用以外にも設計費. 交通費およ び労働報酬以外の補償を含んでいると主張し ている. しかし. 甲は証拠として領収書など を提出することができなかった。さらに1999 年6月10日のアモイ市外商投資センターな どでの議事録で甲が主張する関連費用は、B 社が既に償還済みだったことが証明されてい る. これより、やはり甲の受け取った金額の 本質は30万ドルの株式の譲渡益であり、甲 に対する立て替えた費用の償還とは言えない。 そのため甲の主張は支持できない。 行政訴訟 法第54条第1項の規定により当法院は2002 年5月28日以下のように判決する。①厦門 市外税支局の当該課税決定の税務処理の維持 を決定する. ②案件の受理費10,911元は甲 の負担とするものとする.

#### 4. 第二審の双方の主張

第一審判決後、甲はさらに不服を持ち、厦門市中級人民法院に以下の理由で上訴した.
①第一審は契約書で株主権の譲渡についての協議と認定したが、これは法律と矛盾する。中国の法律によれば外資企業は工商機関の登記および審査機関の許可を受けなければならず、甲は実際には投資をしたが、この行為はこれらの機関の許可を受けてはおらず、一種の非合法投資行為である。そのため株主としての権利を享受できず、契約書も株主権の譲

渡協議をしたものではない。 甲のB社に対す る投資は一種の無効な民事行為であり、A社 との締結した契約書は民事行為が終了した後 の財産返還協議であった. 厦門市中級人民法 院(2000) 厦民終字第126号民事判決によ って甲をB社の「隠れた共同経営者の一人」 との認定することには根拠がなく、 当該判決 によって甲をB社の株主と認定することはで きない。②第一審は甲がB社のために立て替 えた金銭につき認定しておらず. これは事実 と一致しない. 甲はすでに立て替え費用の存 在を証明しており、これらの費用が既に甲に 支払われたか否かは、厦門市外税支局の挙証 責任に属し、さらにA社の支払った30万ド ルは甲に支払う補償であり、 徴税対象とする のは誤りである.

これに対する厦門市外税支局の答弁は以下のようなものだった. ①甲は実際には株主であり、法院による判決により確認されている. ②甲の取得した財産譲渡所得には疑いの余地がない. ③甲は立替払いの金銭としているが、確たる証拠はなく、A社も否定している. ④甲の提出した証拠は、《会計士による照合報告書 [会計士復核報告書]》の認証を経ておらず、証拠としては採用できない.

## 5. 第二審(終審)判決

厦門市中級人民法院は審理を通じて以下のことを明らかにした。外資企業法第6条,第7条の規定により、外資企業は国務院の対外経済貿易主管部門もしくは国務院の授権を受けた機関の許可を受け、工商行政管理機関に登記し営業執照が発行されて成立する。B社は関連部門の許可を得て工商登録登記を得て、

A社を出資者としているため、甲はB社の合法的株主ではない、甲の投資行為は関連部門の許可および認可を経ておらず、そのため株主の身分を得ることもできない、厦門市外税支局の甲がB社の株主だという認定には法的根拠がない。

甲とA社は協議によりB社に対する投資の 脱退をすることになり、A社から甲の投資の 30万ドルを返還すことを約定した。それは つまり無効な民事行為に用いられた金銭であ る30万ドルの返還と言える。 厦門市外税支 局のそれを株主権に関する金銭との認定は、 国家の関連法規に違反している.

次に補償金30万ドルの性質の認定の問題である。本院は以下のように認定する。甲のB社に対する投資は無効な投資で、A社から得た補償金はただのその他の財産所得に該当するものである。厦門市外税支局による甲の得た30万ドルの補償金を株主権の譲渡益として課税対象とすることは、事実に合致していない。

その他、本院は審査を通じて以下のように認定する。 厦門市外税支局の甲に対する印紙税の処理決定も法律的に適切ではない。 行政訴訟法第61条第3号,第54条第2号(一),(二)により、当法院は2002年12月17日に以下の通り判決する。 ①第一審の行政判決を取り消す。 ②本件課税決定を取り消す。 ③二審の案件処理費各10,911元は厦門市外税支局が負担するものとする。

#### Ⅲ. 本件の評価

本件で検討しなければならない点は,以下 の点である. すなわち、①A社の甲に対する 30万ドルの支払いが、税法上も単なる立替 払いの償還なのか、それとも株主権の譲渡益 とされるべきなのかという点、②終審判決は 30万ドルは「その他の財産所得に該当する」 と認定しているが、「その他の財産所得」と して課税されないのかという点の2点である.

本節ではこの2点およびその他について検 討していきたい。

## 1. A社の甲に対する30万ドルの性質

A社から甲に対する30万ドルの補償金の につき終審判決は、その性質に言及すること はせず、外資企業としての許可を得ているか 否かのみで判断をし、その判断からその性質 を「その他の財産所得」に該当すると断定し ている、終審判決の判旨でも述べている通り、 外資企業法(1986年4月12日公布・施行. 2016年9月3日最終改正・改正法施行)第 6条および第7条には外資企業の設立方法な どについて規定している. これを受けて、外 資企業法実施細則(1990年12月12日公布・ 施行、2014年2月19日最終改正・改正法施 行) 第14条では、外国投資者の姓名もしく は名称、住所などを設立申請の際に提出しな ければならないとしている. この手続を欠い ているため、甲はB社の出資者とはなりえず、 そのため甲はA社から株主権の財産譲渡所得 を得ることもあり得ないとしているのである. これに対し第一審判決は、当該30万ドル

これに対し第一審判決は、当該30万ドルを以前甲がB社のために立て替えた金銭の返還とする主張を、領収書などの証拠が存在しないこと、甲とB社間で支払いにつき紛争が生じた際に、仲裁をしたアモイ市外商投資センターなどの議事録から当該立て替えた金銭

は既に償還済みだったことから退けている. ここから当該30万ドルの性質は厦門市地方 税務局の述べる通り、実質的にはB社株主権 の財産譲渡所得だったと捉えることが適切で あると言える.

それでは、同じ行為であったとしても、出 資者としての登録がなされているか否かのみ で結論が変わることはありうるのだろうか. 結論から言えば、中国ではそのようなことは 認められにくいというのが従来の見解である。 中国をはじめとする社会主義国家の法は、そ の実質を重んじる傾向がある。 例えば、 租税 法に関して言えば、旧税収征収管理法第20 条(【資料】参照)の「納税者に特殊な困難 があり、期限までに納税を行うことができな い場合には、県級以上の税務局(分局)の許 可を得て、納税期限を延長することができ る」との規定にその精神が表れているとも言 える. この条文は、納税困難者に早急に納税 を行わせるのは不合理であるという「実質」 を重んじた条文と言える. この納税困難者と は、正常な経営活動に不可抗力による損害が 発生した場合や労働者に給与などを支払い資 金不足になった者である(劉 2012: p.475). この「延期」が認められると、滞 納金や利息などもかからず納税期限が延長さ れる(劉 2012: p.475). また中国の訴訟 法では、実質的正義を重視し、手続的正義を 軽視するとも言われる(鈴木 2001:p.274 ~275, p.282; 西村 2008: p.232~233; 10. 例えば本件でも、終審判決では旧行政訴訟法 第61条第3号により取消判決を出している が、旧行政訴訟法第61条第3号は再審に関 する条文であり、 取消判決の根拠となるのは 旧行政訴訟法第61条第2号である(【資料】

参照). その意味では、本件も結論が正しければ、途中の手続には正確性は求められないという中国法の「特質」が表れていると言える. また、手続的正義を軽視するという現象は訴訟だけに限らず、中国法全体の特質と言える. その意味では、出資者としての批准を得ていないという「手続」を経ていないために甲は株主ではなく、株主権の譲渡益を得ることもないとの結論は一見正しいように見えるものの、実は中国では「考え難い」結論であると言える.

#### 2. 「その他の財産所得」としての課税

終審判決では、当該30万ドルを「その他の財産所得」と位置付けている。ここで言う「その他の財産所得」は特に個人所得税の対象とならない所得を意味しているのか、または I.2.で説明した、「国務院の財政部門により徴税する旨の確定を経たその他の所得」を意味しているのかが問題となる。

本件におけるA社から甲への補償金30万ドルが株主権の財産譲渡所得ではないとすれば、A社から甲への金銭の贈与と捉えるべきと言える。金銭の贈与は課税対象となる「その他の所得」に含まれるのだろうか。課税対象となる「その他の所得」の具体例としては、契約解除をした場合の違約金による収入(「国家税務総局による商品売買契約を解除した際の違約金を得た個人から個人所得税を徴収することに関する問題の回答[国家税務総局関于個人所得解除商品房売買合同違約金征収個人所得税問題的批復]」(2006年9月19日、国税函[2006]865号))、個人が他人にかけてもらった保険により獲得した保険金により

る収入(「財政部,国家税務総局の個人所得税に関する問題の回答[財政部,国家税務総局関于個人所得税有関問題的批復]」(2005年6月2日,国税函[2005]94号))などである(国務院法制弁公室 2008:p.6~8).これら課税対象となる「その他の所得」の具体例の中に、現金の贈与を直接規定した「国務院の財政部門により徴税する旨の確定」は見当たらない。

ところで、中国には相続税 [遺産税] や贈与税に関する制度が存在しない. これは、私有財産制が認められておらず、さらに社会全体で富の分配ができているという社会主義思想からその必要がないことが原因とされている(郝 2002: p.69). 中国はその実態はどうあれ、法理論的には現在も私有財産制が否定されている(全国人大常委会法制工作委員会研究室 2011: p.3; 高橋 2015: p.12). このように考えると、金銭という私有財産の単なる贈与については、その趣旨から言って中国では課税はなされないと解するのが相当と言える11.

#### 3. その他の問題

本章冒頭で述べた通り、直接的に本件について検討すべき点は、これまで検討してきた2点のみである。しかし、中国の裁判という特殊性から、その他にも直接的な問題ではないにしろ疑義がある点はある。それは、①本件がアメリカ企業と台湾籍の者という中国にとっての外国人の問題である点、②中国の裁判における地方保護主義の点、③職権的財産帰属命令の問題の三点である。以下、順番に検討する。

外国人の問題であるということだけで中国の裁判では大きな問題がある。中国では「社会の安定(中国人の不満を消すこと)」が何よりも重要視されており、これを実現するために、法の運用において外国人を差別的に取り扱うことがある。すなわち、中国人と外国人の争いの場合、外国人が敗訴した方が中国人の不満は消え「社会の安定」に資せることになるからである(これについては、高橋(2016 a: p.307~309)、高橋(2016 b: p.186~188)などを参照)。このような社会でなぜ台湾籍という「外国人」<sup>12</sup>が終審判決で勝訴できたのかという点が1点目の疑義である。

2点目の「地方保護主義」とは、「法院が 係争事件を審理し判決する際、訴訟当事者の 一方が当該法院の管轄区域内に居住もしくは 活動の拠点を置いている場合、管轄区域外の もう一方の当事者の『正当』な権利・利益よ りも前者のそれが優先され、公正な事実認定 にもとづく判決が下されないこと」をいう(経営 法友会 中国法務研究会 2010:p.157; 小口=田中 2012: p.92)<sup>13</sup>. すなわち、司 法の独立が存在せず、中国共産党の地方委員 会が法院を直接「指導」することが認められ ている中国では、 当該法院の所在地に有利に なるように働くメカニズムが存在しているの である. 本件で言えば、 厦門市外税支局が勝 訴すれば49.8万元の税収が得られたはずであ り、当該地方の中国共産党地方委員会もそれ を狙って、 厦門市外税支局が勝訴がするよう に法院に対し「指導」するのが中国の裁判な のである. しかし、本件ではそのようなメカ ニズムがある中で、なぜ甲が勝訴できたのか という点が2点目の疑義である.

3点目の「職権的財産帰属命令」とは、「法院が職権により当事者に対して給付を命ずることができる制度」である(民法通則(1986年4月12日公布、1987年1月1日施行、2009年8月27日最終改正・改正法施行)第134条第3項)(呉 2013: p.3). この制度によれば、審理中に不法な活動に用いられた財物と不法所得を法院に帰属させることができる。すなわち、事実上の没収である(この制度の存在理由は呉(2013: p.24以下)を参照).

ところで、中国では1989年に行政訴訟法 が制定されるまでは、民事訴訟法(試行)を 根拠に行政訴訟を行っていた(孟 2014: p.72). しかし、その後も1991年に最高人民 法院が出した「《中華人民共和国行政訴訟法》 の執行を貫徹する若干の問題に関する意見 [関于貫徹執行《中華人民共和国行政訴訟法》 若干問題的意見(試行)]」(法発「1991] 19 号) 第114条の「人民法院は、行政案件を審 理する際に、行政訴訟法の規定の他に、本規 定に規定がない限り、民事訴訟に関する規定 を参照することができる」という規定により 民事訴訟法の規定も行政訴訟の中で用いるこ とができた、この規定は後に廃止されるが、 1999年に最高人民法院が出した,「《中華人 民共和国行政訴訟法》の執行に関する若干の 問題の解釈[関于執行《中華人民共和国行政 訴訟法》若干問題的解釈]」(法釈[2000]8 号) 第97条で「人民法院は、行政案件を審 理する際に、行政訴訟法の規定の他に、民事 訴訟に関する規定を参照することができる」 と再び民事訴訟法を参照することができると の条文ができ、しかも「本規定に規定がない 限り」という留保もなくなった(孟 2014:

p.72). つまり、日本の行政事件訴訟法は民事 訴訟法の特別法として位置づけられているが、 中国もそれと同じであるということである.

職権的財産帰属命令は中国の民事訴訟上の制度である。しかし、このように中国でも本件のような行政訴訟で民事訴訟上の制度を用いることは可能である。そのため「合法的株主」ではない甲が「無効な民事行為(強行法規違反)」の結果、A社から返還された30万ドルや、その上乗せである補償金としての30万ドルは職権的財産帰属命令により、「没収」してしまった方が実質的正義の寄与できたのではないだろうか。このように「無効な行為」と強行法規違反(不法な活動)を終審判決で認めているにも関わらず、それに関わった財物などに職権的財産帰属命令を発していない点が3点目の疑義である。

# Ⅳ. 結びにかえて

# 1. 本件終審判決の結果と現代中国法が 目指すもの

Ⅲ. で検討したように、本件は非常に「中国らしくない」結論となっている。すなわち、中国人の不満を消し、社会安定の確保を最優先にするため、外国人に対し差別的待遇がなされ、地方保護主義の下、法院の所在地の利益になる判決が出やすいという不利な状況下で、完全に甲に寄り添う形での判決がなされている。しかも、職権的財産帰属命令なども用いられることなく、甲の「外資企業法に違反した無効な民事行為」によるB社の投資に係った金銭も「没収」されていない。無論、条文に則って出した結論のようにも見えるが、筆者はそのようには思わない。終審判決の判

旨は、原告・甲の「工商機関の登記および審 査機関の許可を受けていないため甲は株主で はない」という主張を全面的に認め、被告・ 厦門市地方税務局の主張に対する反論を全く 述べていないからである。 I.1.で述べたよ うに中国での案例には後の法解釈への拘束力 が認められていない、そのため以前の人民法 院の判断である厦門市中級人民法院 (2000) 厦民終字第126号などを持ち出すことはあま り意味のあることではない. しかし. 被告が これを根拠として述べている以上. 人民法院 は「なぜ以前の判断とは異なるのか」を示す 必要があるのではないだろうか、このような 終審判決の判旨の簡潔さから、結論ありきで 判決が下されたのではないかと思われる(中 国の裁判では、結論ありきの判断がなされる ことがある(鈴木 2006:p.323)). そして. このように結論ありきの筆致の案例が「指導 性案例」に指定されていることもまた問題で ある.

中国では、「司法裁判は党の執政地位および基礎の堅固化にプラスであるかどうかを考慮しなければならない」とまで言われる(江2009: p.52)、つまり、原告や被告だけではなく、中国共産党にとってプラスである裁判結果が求められるのである。このメカニズムの根底には「法律にだけ依拠する裁判をしているようでは、共産党による一党独裁体制が揺らぎかねないと心配している」と説明される(そしてこれが「社会の安定」を重要視する理由でもある)(鈴木 2013: p.18)。

では、本件で甲が勝つことにより中国共産 党にプラスがあるかと言えば、「ある」と答 えられると思われる、次節でそれを示す。

# 2. 本件終審判決と中国社会の「安定」

本件では結果として甲が全面勝訴した.これによって、外国企業であるB社が中国で経営を続けて行くならば、雇用を生み、中国経済に寄与し、結果として中国で最も重要な政策が目指す「社会の安定」につながるものと思われる.

つまり、外国企業が中国では「理不尽な裁 判」が起こると考え、中国から撤退したら、 雇用や経済の面で安定が保てなくなると捉え ているのではないだろうか、その意味では、 本件では甲に全面勝訴させ、A社やB社が「納 得」する結論を出すことは、中国共産党に「プ ラス」になると言える. そのように考えると. 地方保護主義があるにも関わらず、被告・厦 門市地方税務局が敗訴したことも説明がつく. 地方保護主義は、当該人民法院の所在地の財 政的利益を考慮した裁判結果が出やすくなる ものだが、中国社会の安定に比べればその重 要度は劣るものだからである. さらに、強行 法規に違反した「無効な民事行為」が確認さ れているにも関わらず、職権的財産帰属命令 によって当該金銭を「没収」しなかったこと も甲およびA社、B社を「納得」させるため のものと説明がつく、さらに、外国人であれ ば一方的に不利な裁判が展開されるかと言う とそうでもないことも明らかになった. 本件 では甲は最終的に勝訴しており、中国で外国 人が裁判を行う場合に不利になる場合は、訴 訟の相手方が一般の中国人である場合と言え るのではないだろうか、つまり、中国人と外 国人の訴訟で外国人が勝訴し、「中国人の不 満」が生じると「社会の安定」に揺らぎが生 じ、中国共産党にとって「プラス」ではなく

なる. しかし,本件は税務行政訴訟であり,外国人と中国側の訴訟ではあるが,中国側が 敗訴したところで,「中国人の不満」とは直 接関係があるとは言えないのである.

以上より、実質的正義を重んじてきた中国 法が突如手続の有無だけで判断を下したこと、 外国人であっても完全勝訴ができたこと、地 方保護主義がある中で勝訴できたこと、職権 的財産帰属命令を用いなかったことから、こ れらにより甲が敗訴するよりもB社を納得さ せ、雇用の創設、経済の寄与を続けさせた方 が中国の社会の安定に寄与できると判断され たために甲は勝訴できたとする判断は理が通 っているかと思われる。

逆にこれらの理屈から中国での外資企業の撤退は非常に困難を極めると言える。事実, ある中国ビジネスコンサルタントは, 「中国からの撤退の手続を進めていくと, 払ったかどうかも分からない程昔の税金の滞納分の請求や, 意味不明な支払い請求がやってきて, 事実上国外に資産を持ち出せないようにしている」と述べる(2014年8月3日筆者に回答). これはいわゆる乱収費問題の一形態とも言えるだろう(乱収費問題に関しては, 高橋(2015:p.11~12)参照).

## 3. 総括

本稿は、外国企業の経験した株主権譲渡益に関する課税標準に関する訴訟を素材に、それを分析した。そこから明らかになった中国法の特質からは、中国はまだまだ社会主義国家であると言えると考えられる。すなわち、「社会主義法では、法一般の属性として、法が政権の政治を行なう用具であることを認め」

るという傾向がいまだ見て取れる(福島 1966: p.26). 現在の中国は、法を政治の用 具として「中国共産党政権の維持」を行って いる (鈴木 2012: p.33~34). そしてその ための法律の運用は租税法の領域にまで入っ てきているということである。 租税法の領域 でもっと露骨なのは、「国際的にみても、中国 の外資に与えてきた税制上の優遇は決して小 さかったとは言えない」とされつつも(李 2001: p.87). 中国からの撤退をする際に当 該税の優遇が遡って取り消されることである (山東興田律師事務所 2008: p.21). これ も外資企業が中国で業務を継続することを間 接的に強制するものとなっている。そしてそ れが中国での雇用の創設、経済発展と中国共 産党政権の維持につながっているのである。

昨今,中国で外資企業は司法ぐるみで冷遇されているのではないかと思われているように思われる<sup>14</sup>.しかし,本稿は必ずしも冷遇されるわけではないことを示した。もっともその原因は、中国共産党政権の維持に役立つからという側面がある。その意味では、相手が中国の一般人ではない行政訴訟で、さらに中国撤退を内容としない場合には、外国人が中国の訴訟で勝てる可能性は十分にあると言える。

I.1.でも述べたように、日本の対中投資額は香港、シンガポールに次いで大きい、中国にいる日本企業は、このような中国法の特質を理解し、表面上だけでも「中国共産党のためになる」行動や事業をすることが、中国で業務を行うにあたっての成功のポイントと言える。

※本稿は、2014年12月7日に法政大学会計 大学院で行われた租税実務研究学会第4回 大会で口頭発表した「中国個人所得税法に おける株主権譲渡の課税標準」に若干の加 筆を行ったものである。

# 【参考文献】

- ・宇田川幸則 (2009)「中国」鮎京正訓(編) 『アジア法ガイドブック』名古屋大学出版会.
- ・監査法人トーマツ(編)(2009)『中国の 投資・会計・税務 Q&A(第4版)』中央経 済社.
- ・季衛東(2001)『現代中国の法変動』日本 評論社.
- ・経営法友会 中国法務研究会(編)(2010) 『中国赴任者のための法務相談事例集』商 事法務.
- ・小口彦太=田中信行(2012)『現代中国法』 (第2版)成文堂.
- ・木間正道=鈴木賢 [ほか] (2012) 『現代 中国法入門』(第6版) 有斐閣.
- ・呉逸寧(2013)「中国の民事訴訟における 『職権的財産帰属命令』の運用と機能―日 中比較法の視点を通じて―」『北大法政ジャーナル(北海道大学)』19号.
- ・小嶋明美(2006)『現代中国の民事裁判― 計画から市場へ,経済改革の深化と民事裁 判―』成文堂.
- ・山東興田律師事務所(2008)『外資投資企業の終止(撤退)における法的注意事項』 日本貿易振興機構(JETRO)青島事務所(電子ブック(https://www.jetro.go.jp/jfile/report/05001596/05001596\_001\_BUP 0.pdf〉).
- ・徐行(2011)「現代中国における訴訟と裁判規範のダイナミックス(1)―司法解釈と指導性案例を中心に―」『北大法学論集

- (北海道大学)』62巻 4号.
- ・鈴木敬夫(編訳)(1989)『現代中国の法 思想』成文堂。
- ・鈴木賢(2001)「中国における市場化による『司法』の析出―法院の実態,改革,構想の諸相―」小森田秋夫(編)『市場経済化の法社会学』有信堂高文社.
- ・鈴木賢(2006)「中国法の思考様式―グラ デーション的法文化―」アジア法学会(編), 安田信之=孝忠延夫(編集代表)『アジア 法研究の新たな地平』成文堂.
- ・鈴木賢(2012)「中国法の変容と共産党統 治のゆくえ」『東亜(霞山会)』535号。
- ・鈴木賢(2013)「中国的法観念の特殊性について―非ルール的法のゆくえ―」『国際哲学研究(別冊2)』東洋大学国際哲学研究センター.
- · 高橋孝治(2013)「追訴時効起算点的実務問題—以《(2010)扶刑初字第100号》案件為中心」『西江月(西江月文芸雑誌社)』 vol.42 No.28.
- ・高橋孝治(2015)「中国にとって租税とは 何か一乱収費問題を素材として」『東アジ ア研究(東アジア学会)』18号.
- ・高橋孝治(2016 a)「最高人民法院による 無理のある裁判―ある日本企業の中国での 経験―」『LAW AND PRACTICE (早稲 田大学)』10号.
- ・高橋孝治(2016b)「中国のマンガ輸入業に見る社会主義性―中国流通の台湾版『進撃の巨人』を素材に法的側面から」『21世紀東アジア社会学(日中社会学会)』8号.
- ・髙見澤磨=鈴木賢(2010)『中国にとって 法とは何か―統治の道具から市民の権利 へ』岩波書店.

- ·西村幸次郎(編)(2008)『現代中国法講義』(第3版)法律文化社.
- ・針生誠吉(1980)『中国の国家と法』(第 2版)東京大学出版会。
- ・福島正夫(1966)『中国の法と政治―中国 法の歴史・現状と理論』日本評論社.
- ・森川伸吾=住田尚之 [ほか] (2013) 『中 国法務ハンドブック』中央経済社.
- ・「中国、日本船差し押さえ」(2014)『朝日新聞』2014年4月21日付3面。
- ・陳少英(主編)(2011)『税法学』(第2版) 中国・格致出版社・上海人民出版社.
- ・国家統計局貿易外経統計司(編)(2014) 『中国貿易外経統計年鑑-2014』中国・中 国統計出版社
- ・国務院法制弁公室(編)(2008)『中華人民 共和国個人所得税法注解与配套』中国・中 国法制出版社.
- · 江必新(2009)「正確認識司法与政治的関係」『求是(中共中央委員会)』2009年24期.
- ・金勇軍(2011)『中国税法』中国・高等教 育出版社。
- ・劉剣文(主編)(2007)『税法学』(第3版) 中国・北京大学出版社.
- ・劉剣文(主編)(2012)『財税法学』(第2版)中国・高等教育出版社。
- · 孟倩(2014)「行政訴訟"参照"民事訴訟 之再思考」『学習論壇(河南行政学院)』 Vol.30 No.12.
- ・全国人大常委会法制工作委員会研究室(編著)(2011)『中国特色社会主義法律体系 読本』中国・中国法制出版社.
- · 郝艶梅(2002)「開征遺産税和贈与税的必要性探討」『内蒙古財経学院学報』2002年

4期.

- ・ 兪光遠(主編)(2005)『新編個人所得税 法実用指南』中国・中国民主法制出版社.
- ・張国柱=趙慶蘭(主編)(2008)『税法』中 国・西南財経大学出版社、2008.
- ·最高人民法院中国応用法学研究所(編) (2003)『人民法院案例選(2003年第1集 (総第43集)』中国・人民法院出版社.

#### 注)

- 1 しかし、「中国法は、資本主義法とも異なり、また他の社会主義法とも異なる特色をもっている」との指摘もある(針生1980:はしがき p.6).
- 2 「社会主義法は、社会主義的社会関係を 反映し、それに奉仕してこそ、社会主義的 社会関係と社会秩序を確立し保護して、発 展させようという労働者が指導する人民大 衆の意思を体現するものである」(鈴木 1989: p.77).
- 3 このようなトートロジー的な説明は中国ではよくなされる. 高橋(2015:p.18)で考察している中国における「租税」の定義もトートロジー的な定義となっている.
- 4 1993年10月31日に公布・施行された個人所得税法(新法)より前にも、1980年9月10日に公布された個人所得税法があった(旧法).旧法は、新法の施行と同時に廃止された。旧法と新法はどちらも個人所得税法という同じ名称であるが、別の法律であるとされている(新法は旧法の改正法ではない)(金 2011:p.160).
- 5 これと個人所得税のトートロジーな説明 と合わせると、「個人所得税の課税範囲は 政府次第」と言うことができよう.

- 6 各級国家税務局の行為に対する不服はその一級上の国家税務局へ,各級地方税務局の行為に対する不服はその一級上の地方税務局もしくは同級の人民政府へ行政復議を行う(陳 2011: p.354).
- 7 「行政不服審査の不受理決定」を受け取った日あるいは行政復議の期間満了の日から15日以内に起訴しなければならない.
- 8 筆者の確認した判決文では「1999年6 月6日」となっているが、これは「1999 年6月16日」の誤字と思われるので訂正 した。
- 9 厦門市中級人民法院(2000) 厦民終字 第126号とは、2000年4月26日に判決が 出された甲とB社に関する別の訴訟である。 この訴訟では甲は外部から分からないよう に株式投資を行い、副董事長も担当したと 認められた。
- 10 さらには明らかに裁判官が法律の運用 を誤っていても、正しい法律の運用と結果 が変わらなければそれでよいとする傾向も 見受けられる(高橋 2010:p.160).
- 11 日本でも贈与税の対象は、自然人同士 の金銭の贈与であり、本件のように法人か ら自然人の金銭の「贈与」の場合には、議 論する必要がある.
- 12 中国政府は、「台湾は中華人民共和国の神聖な領土の一部分である」としている(中国憲法前文第9段落). しかし、台湾は中国共産党が実効支配をしていない. その意味からは台湾人はここでは「外国人」と捉えられる.
- 13 「中国では、司法管轄と行政区分は一 致しており、裁判所は地方政府の一部であ る。裁判官を含む裁判所要員の任免、福利。

- 住宅,法院の設備,執務環境等は,すべて地方党政にかかっており,法院,法官の経済的利益と地方の経済的利益は一体となっている.このことから地方保護主義と呼ばれる腐敗も生じてきた.裁判官は地方の利益と個人的利益に配慮し,地元の当事者に有利に行動する」とも表現される(小嶋2006:p.124).
- 14 特に,2014年4月に起きた株式会社商 船三井の船舶が中国に差し押さえられた事 件以降その傾向があるように思われる(『朝 日新聞』2014,4,21:3面).

## 【資料】

個人所得税法(1993年10月31日公布·施行, 2011年6月30日最終改正,同年9月1日改 正法施行)

- 第1条 第1項 中国国内に住所を有するも しくは住所がないが居住して満一年の個人 の中国国内および国外からの所得は、本法 に依り個人所得税の対象とする.
- 第2項 中国国内に住所がないかまたは居住 していないもしくは住所がなく国内に居住 して満一年に満たない個人の中国国内から の所得は、本法に依り個人所得税の対象と する.

税収征収管理法 (1992年9月4日公布, 1993年1月1日施行の2001年4月28日全面改正前のいわゆる旧法)

第20条 納税者, 天引き義務者は法律, 行政法規の規定に基づきあるいは税務機関は 法律, 行政法規の規定により, 期限を定め, 納税あるいは納税の条項を解釈するものと する, 納税者に特殊な困難があり, 期限ま でに納税を行うことができない場合には、 県級以上の税務局(分局)の許可を得て、 納税期限を延長することができる。ただし 3か月を超えることはできない。

なお、旧税収征収管理法第20条に類似する規定は2001年4月28日の全面改正後は第27条および第31条に存在している。

外資企業法 (1986年4月12日全人代通過. 2000年10月31日最終改正)

- 第6条 外資企業を設立する申請は、国務院 対外経済貿易主管部門あるいは国務院が授 権した機関に審査および批准される。審査 ・批准機関は申請のあった日から90日以 内に批准あるいは不批准の決定をしなけれ ばならない。
- 第7条 外資企業設立の申請の批准を受けた後、外資投資者は批准証書を受けた後30日以内に工商行政管理機関に登記を申請し、営業証書[営業執照]を受け取らなければならない。外資企業の営業執照に書かれた日付を当該企業の設立日とする。

外資企業法実施細則(1986年4月12日公布・施行,2016年9月3日最終改正・改正法施行)

- 第14条 外資企業設立の申請書には以下の内容を含まなければならない。
  - (一) 外国投資者の姓名もしくは名称,住 所,登録地および法定代表人の姓名, 国籍、職業.(以下略)

行政訴訟法(1989年4月4日公布, 同年10 月1日施行の2014年11月1日改正前のいわ ゆる旧法)

- 第54条 人民法院は審理を通じ、状況に応じて以下の判決を行う。
  - 第1号 具体的行政行為の証拠が確実で、 法律、法規の正確な適用がなされており、 法定の手続きにも符合している場合:維 持判決.
  - 第2号 具体的行政行為が以下に列挙する うちの一つに該当する場合:撤回もしく は部分撤回の判決,そして併せて被告に 新たな具体的行政行為を行わせることも できる.
    - (一) 主要な証拠が不足する場合
    - (二) 法律, 法規の適用に誤りがある場合(以下略)
  - 第61条 人民法院は上訴案件を審理する際 に、以下の状況に応じて処理を行う.

第1号 (略)

- 第2号 原判決の認定事実は明確だが、法 律、法規の適用に誤りがある場合は法に より判決を改める。
- 第3号 原判決の認定事実が明確でない, 証拠不足あるいは法定の手続に違反して いるため案件の正確な判決に影響がある と思われる場合は、原判決の撤回の裁定 をし、原審人民法院に再審のため回送す る. また事実が明確になった後は判決を 改めることができる. 当事者は再審され た判決や裁定に対し上訴することができ る.

なお,2014年11月1日改正後の行政訴訟 法第89条に,旧行政訴訟法第54条および第 61条を合わせた条文がある。